

■第1章 計画の概要

1. 計画の策定目的

『美幌町都市計画マスタープラン』（以下「前計画」という。）は、美幌町（以下「当町」という。）の目指すべき長期的ビジョンとなるまちづくりの将来都市像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの基本方針を示し、ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを目的として、当町の最上位計画である「第4期美幌町総合計画」との整合性を図りながら、平成13年3月に策定されました。前計画は、概ね20年後の平成32年を目標とした長期的な計画としていましたが、平成18年4月に「第5期美幌町総合計画」が策定されたことを受けて、前計画の進捗状況と社会情勢の変化から求められる社会的ニーズ等を踏まえながら計画全体が見直され、平成21年12月に『第2期美幌町都市計画マスタープラン』（以下「本計画」という。）が策定されました。

その後、都市計画関連法令の改正、平成22年7月に都市計画における上位計画である「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「美幌整開保」という。）の改定、平成23年4月に「第5期美幌町総合計画 基本計画<実行計画>（後期）」の策定が行われたことを踏まえ、現況土地利用の動向に配慮した適正な市街地形成が図られるとともに、少子高齢化や人口の減少に対応したコンパクトでかつネットワークが形成されたまちづくりの実現を目的として、計画の見直しを行います。

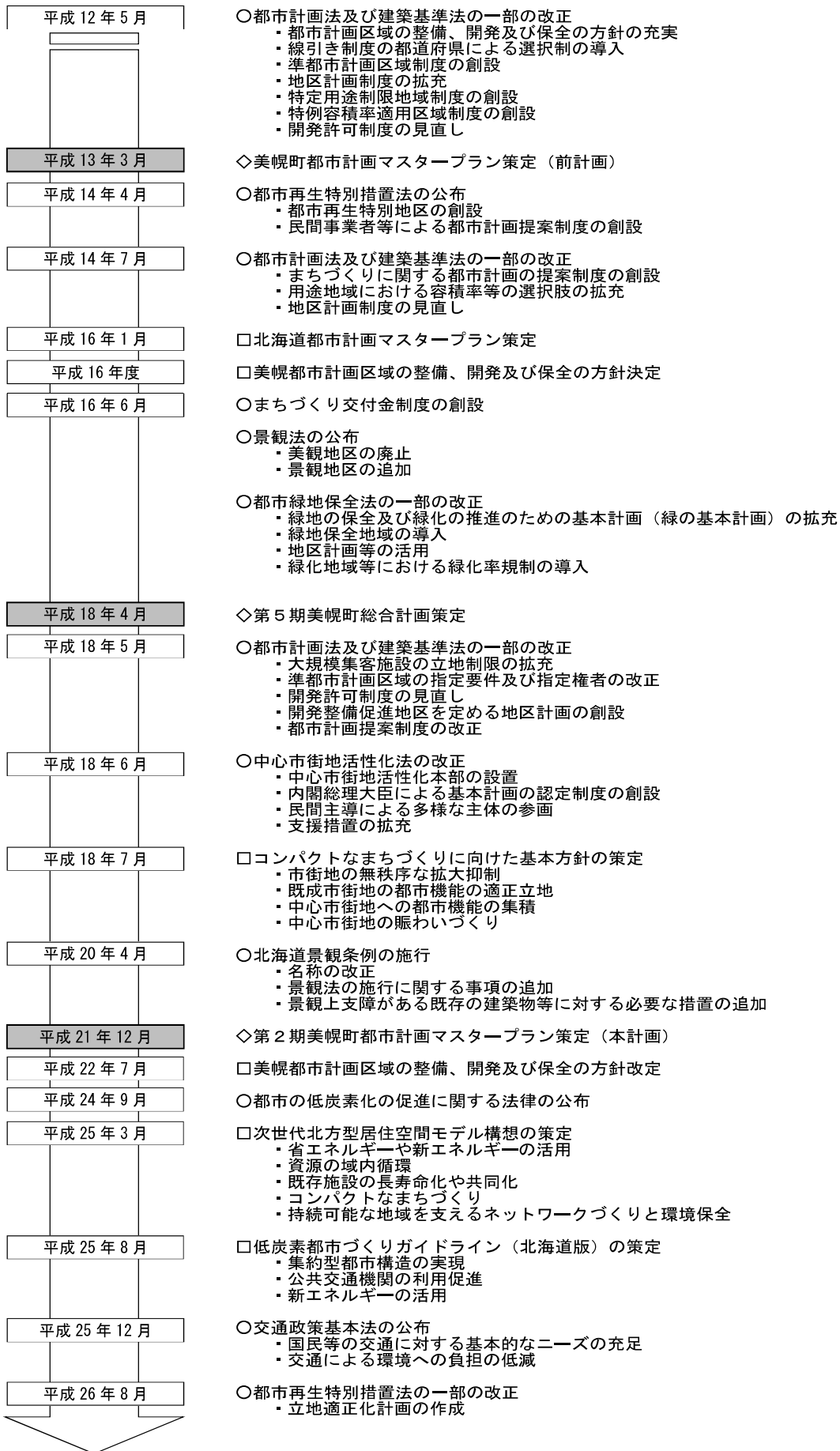
2. 前計画策定後の社会情勢の変化

前計画の策定後に都市計画法及び関連法令が改正または公布され、特に都市計画法は前計画策定中の平成12年に大きな改正があり、その後平成14年及び平成18年に改正されています。平成18年の改正はいわゆる「まちづくり三法」の改正であり、中心市街地の活性化に資するための大規模集客施設の制限等が創設されたことなどを踏まえ、既存ストックを有効活用しつつ様々な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりが求められています。

また、近年の景観に対する関心の高まりから、平成16年に景観法をはじめとする「景観緑三法」が成立したことによって、良好な景観の保全と形成などがまちづくりを進めるうえでの課題の一つとなっています。

さらに、平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、平成25年8月に「低炭素都市づくりガイドライン(北海道版)」が策定されました。これら法令等では、都市構造の集約化のほか交通、エネルギー、みどりに関するまちづくりにおいてCO₂の排出を抑える取り組みが必要とされており、平成25年3月には将来に渡って持続可能な地域づくりを進めていくための方向性の一つとして「次世代北方型居住空間モデル構想」が北海道により策定されています。

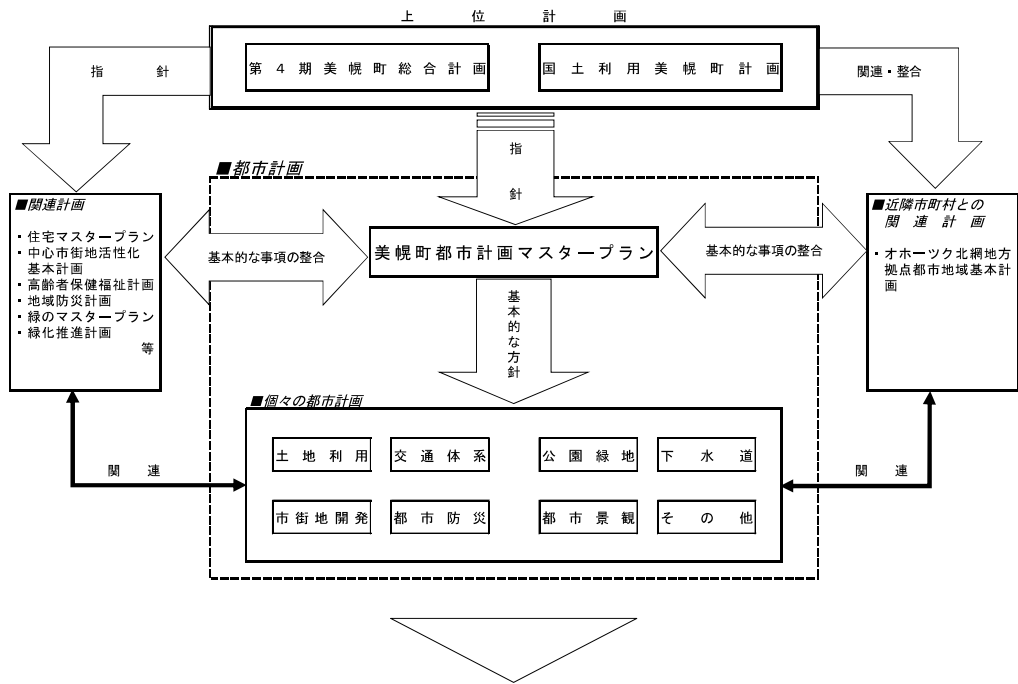
■前計画策定後の都市計画関連法令・制度の変化



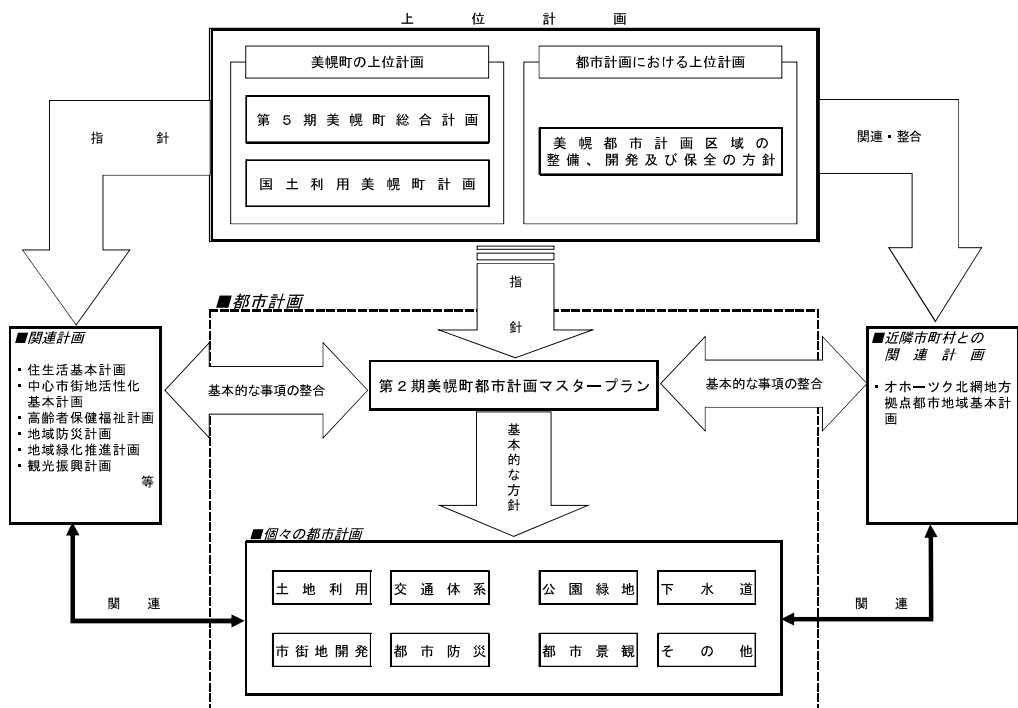
3. 計画の位置付け

本計画は、「美幌整開保」、「第5期美幌町総合計画」及び「国土利用美幌町計画」を上位計画としてその内容に即するものとし、また「美幌町中心市街地活性化基本計画」及び「美幌町地域防災計画」等の関連諸計画との整合性も十分に図りつつ、当町における都市計画（まちづくり）の基本的な方針を示し、計画的かつ効果的なまちづくりを進めるための計画と位置付けられます。

■前計画の計画の位置付け



●本計画の計画の位置付け

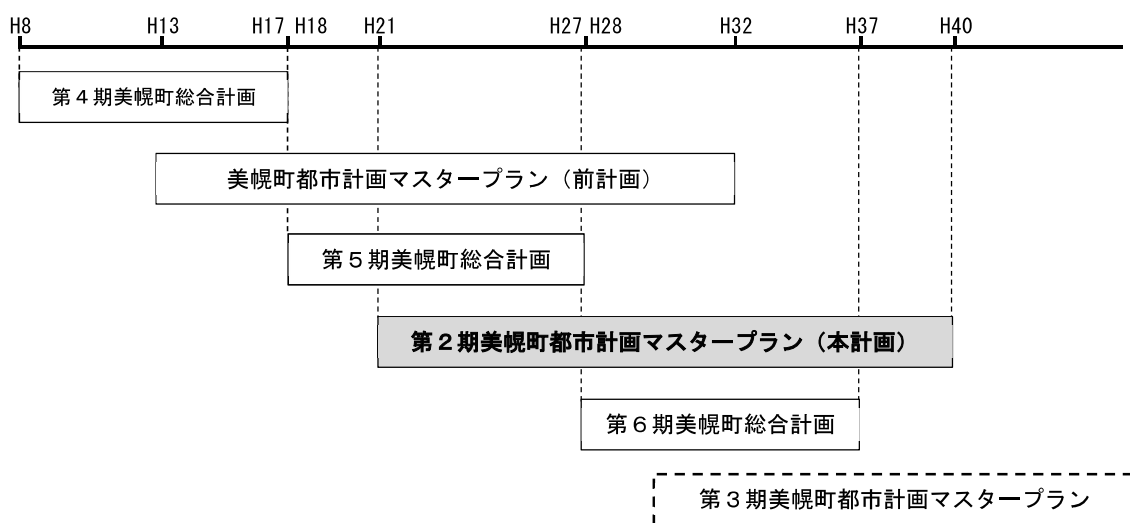


4. 計画の期間

本計画の策定目的は、長期的ビジョンとなるまちづくりの将来都市像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの基本方針を示すことであるため、本計画の目標年次は、平成 21 年度から概ね 20 年後の**平成 40 年度(西暦 2028 年)**とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮した現実的な計画とするため、次期総合計画となる「第 6 期美幌町総合計画」の内容に即するよう平成 28 年以降に本計画全体を見直し、さらにその 20 年後を目標とする都市計画マスタープランへと移行し、その時代のニーズに合った計画へと更新していくものとします。

■計画の期間



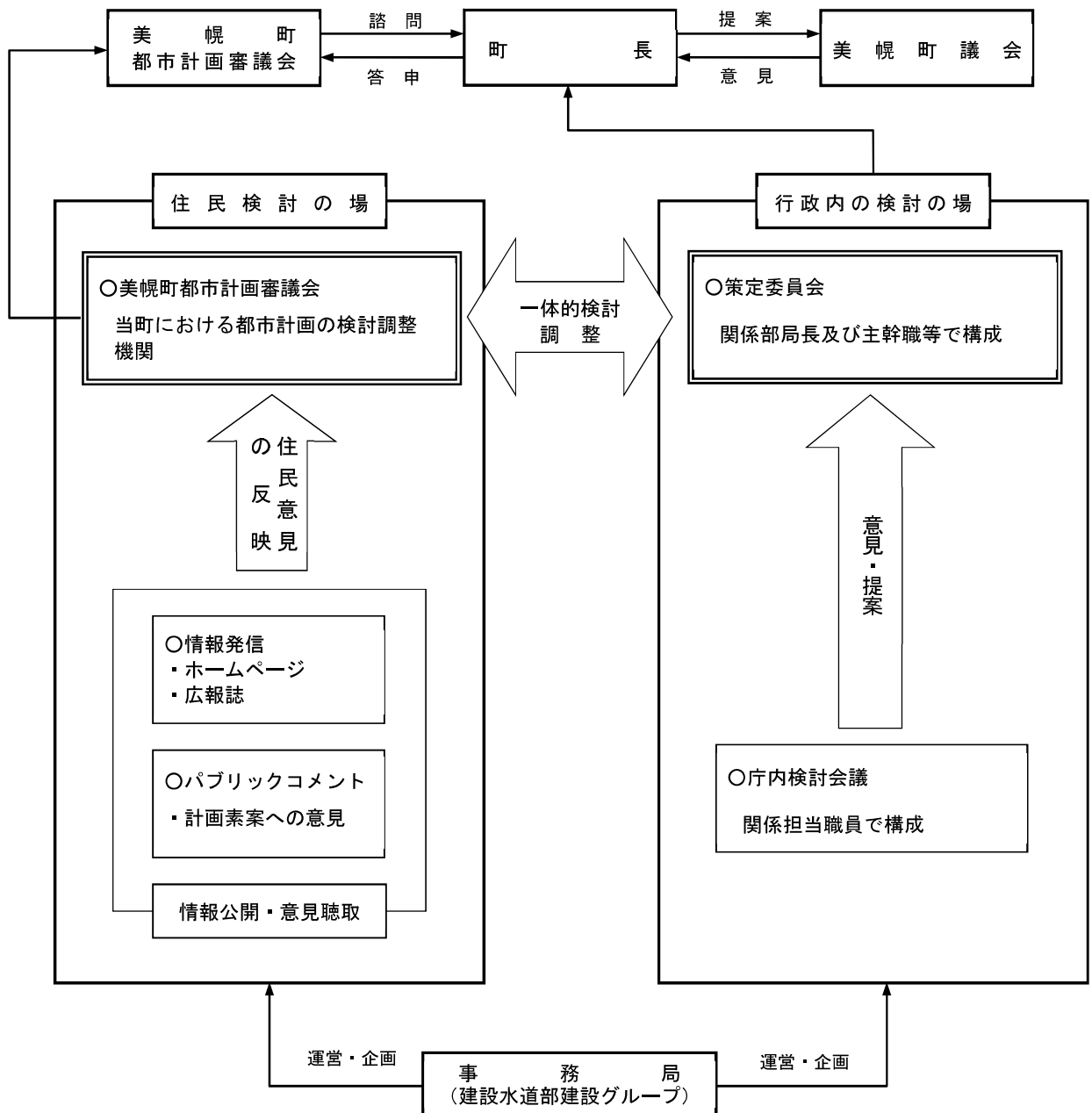
5. 計画対象区域

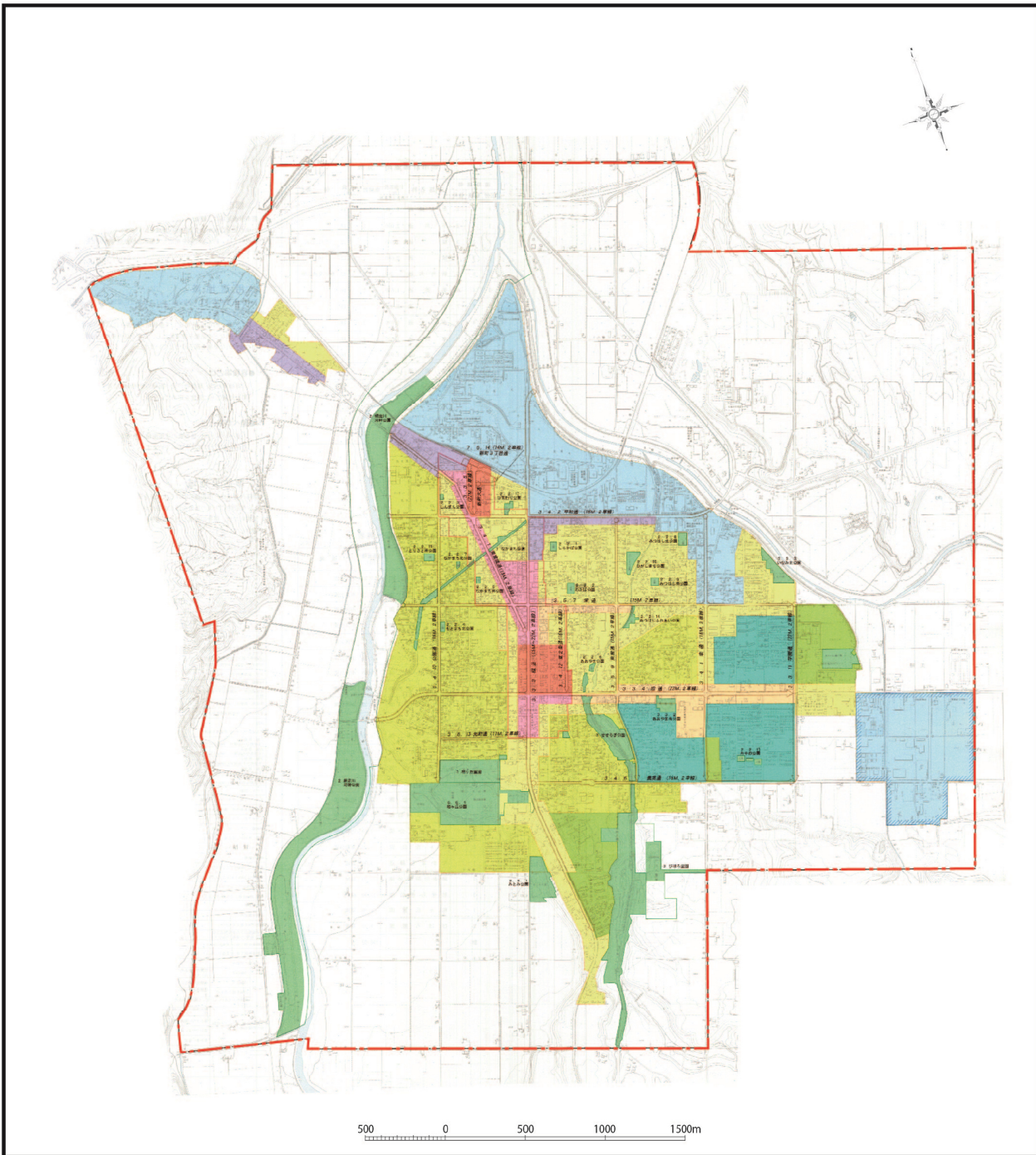
本計画の計画対象区域は、前計画と同様に**美幌都市計画区域**(約 2,500ha)を基本とします。ただし、都市計画区域に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合、または、対象区域外であっても当町のまちづくりに重要な地域・地区については本計画との整合性を図るものとします。

6. 計画の策定体制

本計画の策定体制は、住民と行政の協働によって策定することを目的として、住民側の検討の場としては当町の都市計画を検討・調整する機関として設置されている「美幌町都市計画審議会」を位置付け、行政側の検討の場としては「策定委員会」を設置し、本計画の検討・調整等を行うものとししました。

■策定体制





□計画対象区域図
凡例

----- 計画対象区域
(都市計画区域)